

東洋町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名称 東洋町地域公共交通計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 履行場所 東洋町内
- (5) 提案上限額 4,550,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）がなされていない者
- (5) 本社及び県内に所在する営業所等が法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者
- (6) 東洋町から指名停止措置を受けていない者
- (7) 東洋町暴力団排除条例（平成22年東洋町条例第18号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者
- (8) 過去5年以内に、地域公共交通計画策定又は類似業務の実績を有する者
- (9) 地方部における公共交通課題に関する知見を有することが望ましい

3 スケジュール（予定）

- | | |
|------------|-----------|
| ・ 公告 | 令和8年5月8日 |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年5月20日 |
| ・ 質問回答 | 令和8年5月22日 |
| ・ 参加申込締切 | 令和8年5月29日 |
| ・ 参加資格確認通知 | 令和8年6月5日 |
| ・ 提案書提出締切 | 令和8年6月15日 |
| ・ プレゼン審査 | 令和8年6月25日 |
| ・ 結果通知 | 令和8年6月26日 |
| ・ 契約締結 | 令和8年6月30日 |

4 実施要領等の配布

(1) 担当部署及び問い合わせ先

781-7414 高知県安芸郡東洋町大字生見 758 番地 3

東洋町総務課企画調整室

電話 0887-29-3111 FAX 0887-29-3825

(2) 本プロポーザルに係る実施要領等の入手方法

東洋町ホームページからダウンロードすること。

記事名「東洋町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル」

アドレス：<http://www.town.toyo.kochi.jp/>

5 質疑及び回答

プロポーザル参加するにあたり質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書（様式第 6 号）

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 2 0 日

(3) 提出先

電子メールに添付して提出すること。なお、電話及び口頭による質問・問合せには対応しないものとする。メールのタイトルは「東洋町地域公共交通計画策定業務（事業者名）」とすること。

提出先メールアドレス：soumu@town.toyo.kochi.jp

6 参加申込

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 2 9 日 午後 5 時 1 5 分まで

(2) 提出方法

参加資格確認申請書（様式第 1 号）に必要事項を記載し、必要書類（様式第 7 号～様式第 9 号）を添付のうえ、電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス：soumu@town.toyo.kochi.jp

(3) 参加資格確認通知日

令和 8 年 6 月 5 日

(4) 通知方法

申請者に対し、電子メールにより参加資格確認通知書を送信する。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月15日 午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所

781-7414 高知県安芸郡東洋町大字生見 758 番地 3

東洋町総務課企画調整室

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。

提出期限までに、提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(4) 提出書類及び部数

ア 提案書 正本1部、副本7部

① 提案書（表紙）（様式第2号）

② 宣誓・確約書（様式第3号）

③ 企画提案書（様式第4号）

イ 見積書（任意様式）

見積書はできるだけ詳細な積算内訳を記載すること。

見積金額に対して消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするため、提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜金額を見積書に記載すること。

8 提案書の作成要領

(1) 提案書の様式

ア 用紙はA4判任意様式とする。

イ 文字サイズは原則10.5ポイント以上とする。

ウ 図表、写真等を適宜用い、視覚的に理解しやすい構成とすること。

(2) 記載内容

提案書には、以下の内容を含めること。

ア 本業務に対する基本的な考え方及び理解

イ 調査・分析手法（アンケート、ヒアリング等の具体的方法）

ウ 課題整理及び施策検討の進め方

エ 業務実施スケジュール

オ 業務実施体制（担当者の役割・実績含む）

カ 本町の特性（地理的条件、人口構成等）を踏まえた提案

（3）その他

専門的知識を有しない者でも理解できるよう、平易な表現で記載すること。

9 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する提案は無効とする。

- （1）参加資格を満たさない者による提案
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）提案内容が本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
- （4）見積金額が提案上限額を超える場合
- （5）提出期限までに提出されなかった場合
- （6）同一事業者が複数の提案を行った場合
- （7）その他、公正な審査を妨げる行為があった場合

10 審査委員会

参加者から提出された提案書に基づき、東洋町地域公共交通計画策定業務受託者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別途定める「審査基準」に基づき総合的に審査を行う。

11 評価基準

評価は、以下の項目について総合的に行う。

- ア 業務理解度
- イ 提案内容の具体性・実現性
- ウ 調査・分析手法の妥当性
- エ 実施体制及び担当者の専門性
- オ 類似業務の実績
- カ 見積価格の妥当性

※詳細な配点は別途定める評価基準表による。

12 プレゼンテーション

（1）実施方法

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

（2）時間配分

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

(3) 出席者

1事業者あたり3名以内とする。

(4) 使用機器

プロジェクターによる説明を行う場合、審査委員会でプロジェクター及び投影スクリーンは用意するが、パソコンは持参のこと。また、この場合は機器接続確認のため担当者まで連絡すること。

(5) その他

提出済みの提案書の内容に基づき説明することとし、追加資料の配布は原則認めない。

13 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 選定に関し、不正な働きかけを行った場合
- (2) 他の提案者と談合等の不正行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 本要領に違反した場合
- (5) その他、公正な選定を妨げる行為があった場合

14 審査結果

審査結果は、すべての提案者に対し文書により通知する。

なお、審査内容、評価点、順位等に関する問い合わせには応じない。

15 契約

- (1) 優先交渉権者と業務内容及び契約条件について協議を行い、合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 協議が整わない場合は、次順位者と協議を行うものとする。
- (3) 契約は、地方自治法及び関係法令に基づき締結する。

16 その他

- (1) 参加申込受理後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。
- (2) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類は東洋町情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- (5) 本プロポーザルに関する事項は、東洋町の判断により変更する場合がある。

17 担当部署

東洋町総務課企画調整室

TEL : 0887-29-3111

Mail : soumu@town.toyo.kochi.jp